

2023年度

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
契約監視委員会 活動報告

2024年7月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
契約監視委員会

## 目次

1. はじめに.....	3
2. 2023年度の委員会の活動.....	3
3. 調達等合理化計画の点検の概要.....	3
(1) 2023年度終了後の自己評価の際の点検について	
(2) 2024年度計画策定時の点検について	
4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要.....	4
(1) 随意契約	
(2) 一者応札・一者応募及び2か年連続一者応札・応募	
5. 2024年度の委員会における審議の進め方について.....	5
別紙1: 契約監視委員会構成員.....	7
別紙2: 審議の経過.....	8
別紙3: 議事要旨.....	9

## 1. はじめに

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、2015年9月9日に、改組・設置された。

注：改組前の宇宙航空研究開発機構契約監視委員会は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務として、設置されていた。

委員会は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が毎年度策定する調達等合理化計画（以下「計画」という。）について、計画の策定及び年度終了後の自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準に従い機構における契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務としている。

本資料は、2023年度に委員会が行った活動とその結果としての意見の概要をまとめたものである。

## 2. 2023年度の委員会の活動

2023年度においては委員会を4回開催し、2023年度計画に基づく実施状況の確認、終了後の実施結果に関する機構の自己評価の点検及び次年度計画策定時の点検を行うとともに、2023年度に締結した随意契約、一者応札・応募となった契約などについて点検を行った。

## 3. 調達等合理化計画の点検の概要

### (1)2023年度終了後の自己評価の際の点検について

各回の委員会において、四半期ごとの計画の実施状況について報告を受けるとともに、本年6月に開催した委員会において、2023年度実施結果に関する機構の自己評価について説明を受け、点検を行った。

その結果、競争契約全体件数に占める一者応札・応募となった契約の割合は、ここ数年はほぼ横ばいとなっており、合理化の取組が着実

に行われてきたことが確認され、特に問題となる事項はなかった。

なお、2023年6月に閣議決定された宇宙基本計画において JAXA等のプロジェクトの実施に際して民間事業者の事業性・成長性を確保できるよう契約制度の見直しを進めるとされたことへの対応として、民間企業等との対話を踏まえ、プロジェクトの請負適用条件を見直したほか、物価や為替の急激な変動等に対応するためにコスト変動調整率の導入準備を進めていることにつき報告を受け、これを確認した。

## (2) 2024年度計画策定時の点検について

2024年度計画については、本年6月に開催した委員会において、機構から2023年度計画からの変更点を中心に説明を受けたうえ、次の観点から点検を行った。その結果、特に問題となる事項はなかった。

### ① 手続き面：

計画案の策定、公表等の手続きが、政府の要請文書(「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」(平成27年5月25日総務省行政管理局)に合致したものであるか、並びに機構内の適正な策定手続き(立案手続き、契約審査委員会における審査、機構としての意思決定手続きの方法など)を行い、又は行うこととしているかどうか。

### ② 内容面：

計画案の内容が、政府の要請文書(上記①)に合致しているかどうか並びに国立研究開発法人である機構の事務・事業の特性及び確実なミッションの達成及び機構が取り組んでいるプロジェクトに関する業務改革を踏まえた妥当な調達等合理化の計画となっているかどうか。

## 4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要

機構における随意契約、一者応札・応募などの契約については、機構の契約審査委員会において、全件、報告・審査が行われ、その後、同一の資料及び議事録を用いて、監事(委員会委員)に説明があり、

質問や追加の資料要求を行うなど必要なチェックを行っている。

この状況を踏まえ、委員会においては、2023年度に締結した随意契約、一者応札・応募となった契約及び2か年連続一者応札・応募となった契約について、全対象案件から、契約金額などを考慮して点検対象を選定し、点検を行った。

### (1)随意契約

競争性のない随意契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に委員会として案件を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。その結果、問題となるような契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び調達部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、随意契約の根拠条項、必要条件、随意契約理由などの説明を受ける。
- ② 各委員と担当者間で、質疑応答、意見交換を行う。
- ③ 問題となる事項があればそれを確認する。問題とは言えないまでも、今後の調達・契約に当たって改善を検討すべき事項、留意すべき事項などがあれば、それを確認する。

### (2)一者応札・応募及び2か年度連続一者応札・応募

一者応札・応募となった契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約や一般的な機器や作業の契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。その結果、問題となる契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び調達部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、入札の概要(公告期間、競争参加資格、履行期間など)、仕様書の内容、予定価格、ヒアリング結果(仕様書を受領したが入札に参加しなかった者などへの不参加理由等のヒアリング)、今後の改善検討事項などの説明を受ける。
- ② 及び③は、(1)随意契約の場合と同じ。

## 5. 2024年度委員会における審議の進め方について

2024年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの個別契約について事後点検を行うとともに、2024年度計画の実施結果に関する年度終了後の自己評価について点検を行う。また、翌年6月末までに策定する2025年度計画の点検を行う。

なお、審議の方法については、引き続き、機構の契約制度や個別案件の審査の手続きのチェック及び計画の取組状況の点検に主眼を置いて、四半期に1回程度開催することとする。

以上

契約監視委員会 構成員

(委員長) 横山 泰和 株式会社JR東日本マネジメントサービス 取締役相談役

大久保 涼 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

田澤 元章 専修大学法学部 教授

長沢 誠 長沢会計事務所 公認会計士

三宅 正純 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

小林 洋子 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

## 審議の経過

	開催日	主な議題
第1回	2023年9月19日	・2023年度調達等合理化計画の第1四半期実施状況の報告 ・2023年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
第2回	2023年12月14日	・2023年度調達等合理化計画の第2四半期実施状況の報告 ・2023年度第2四半期に新規に締結した契約の点検
第3回	2024年4月11日	・2023年度調達等合理化計画の第3四半期実施状況の報告 ・2023年度第3四半期に新規に締結した契約の点検
第4回	2024年6月17日	・2023年度調達等合理化計画の自己評価の点検 ・2024年度調達等合理化計画の点検 ・2023年度第4四半期に新規に締結した契約の点検

## 2023年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2023年9月19日(火)13:30~15:40
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室  
各拠点のTV会議端末拠点及びTeams
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、三宅委員、小林委員
4. 審議概要:
  - (1)2022年度第4回契約監視委員会議事要旨の報告及び2022年度契約監視委員会活動報告  
事務局より前回委員会議事要旨及び2022年度契約監視委員会活動報告について報告があり、了承された。
  - (2)2023年度調達等合理化計画の実施状況について  
調達部より、2023年度調達等合理化計画に基づく第1四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、物品・役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があった。委員からは、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)事業の一部業務が解除となった経緯についての事実確認があったほか、「プロジェクト実行段階における機構プロジェクトのシステム開発は請負契約で行うことを原則」としてきたことを見直すことについて質問があり、研究開発契約にすることで予期せぬ不具合等への対応を企業側の負担とせず、一定の範囲で JAXA が開発上のリスクを負担し、急激な社会情勢の変動にも対応できるように検討している、との説明があった。
  - (3)2023年度第1四半期に新規に締結した契約の点検  
2022年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

### その他

- ・次回の委員会は、12月14日(木)に開催することとした。

## 第1回 2023年9月19日

競争入札	一般競争	価格評価	4件	① 2023～2024 年度計測器等校正作業 ②-1 2023 年度角田宇宙センター西地区燃焼器試験設備等の維持および運転業務 ②-2 2023 年度角田宇宙センター西地区極低温ターボポンプ試験設備等の維持および運転業務 ③ 能代ロケット実験場真空燃焼試験設備真空槽固定部の改修
競争性のない随意契約			2件	④ LE-9 エンジン製造用 SLM 装置の整備(その 2) ⑤ 小型 X 帯 SAR 衛星用 DBF 研究(その 2)

## ① 2023～2024 年度計測器等校正作業

[一般競争・価格評価方式]

本件は、計測器等精度管理実施要領(安全・信頼性管理部長通達 16-2 号)に基づき、ロケット打上げ、試験、及び運用業務等で使用する計測器等の校正作業を一括して行うものである。定期校正対象となる計測器は年間約 5000 台あり、筑波宇宙センター及び種子島宇宙センターについては常駐しての作業を、また、各事業所(10拠点)については現地に赴いて作業を行うことを要求しているため、作業員の確保が難しいと判断した企業は応札に至らなかつたと推測している。過去に受注した企業に声掛けをしたが、スケジュール・人員確保が困難とのことで応札に至らなかつたとの説明があつた。

委員からは、一者応札の要因は 5000 台一括での調達、筑波と種子島が常駐での作業及び各事業所(10拠点)に赴いての現地作業を要求していることが考えられることから、契約の分割、常駐作業ではなく計測器を輸送しての作業についての可否等について検討したのかとの質問があつた。

これに対して、分割発注は可能だが、今回の受注業者は関東に所在していることから地域による有利不利があるとは考えにくいこと、精密機器であることから移動

を行わず現地で作業を実施したいこと、逆に輸送によるコスト増が考えられること、あらかじめ実施時期が決まっているので企業側のタイミングで作業ができないこと、等の理由により分割発注及び輸送しての作業としたとしても一者応札解消の効果は期待できないとの回答があった。

また、一者応札を解消する検討だけでなく、随意契約によるメリットとして JAXA の業務負担とコストの削減を図る検討を行うべきではないかとのコメントがあり、担当部署より検討する旨回答された。

- ② 1 2023 年度角田宇宙センター西地区燃焼器試験設備等の維持および運転業務  
2 2023 年度角田宇宙センター西地区極低温ターボポンプ試験設備等の維持および運転業務

[一般競争・価格評価方式]

本件は、2021 年度までは、設備の維持・運転作業のみを範囲とした請負契約を行ってきたが、試験指揮および法定の保安係員を担当する角田宇宙センター在勤の JAXA プロパー職員の退職による要員減少に対応するため、これら JAXA プロパー職員が担ってきた業務を契約に含めることにより、設備運用の全体を外注化するもので、試験設備の運用が定型化されている「燃焼器試験設備等(4設備)」については設備運用の全体を外注化し、試験手順の変更などの変動要素が多く、JAXA プロパー職員が主導的に設備を運用する必要がある「極低温ターボポンプ試験設備等(5設備)」については従来の契約形態を踏襲しつつ外注化し、全体を分けて契約したものである。

本契約は、全ての設備に対応するには人員確保など体制構築が困難として、それぞれの業者が各々の業務に応じたとの説明があった。

委員からは、2案件について、契約内容が類似していること、契約金額がほぼ同額であることから、業者間での受注調整等が疑われる可能性があり、両契約の時期をずらす等の工夫が必要との意見があった。

これに対し、2024 年度までの実績を踏まえて、2025 年度から新しいスキームでのアウトソーシング体制を見直すことにしているため、本日のご意見を含めて検討する旨の回答があった。

- ③ 能代ロケット実験場真空燃焼試験設備真空槽固定部の改修

[一般競争・価格評価方式]

本件は、完工後約40年となり、随所に腐食箇所があり、応急措置で対応してきたが、2023年11月に予定されている DESTINY+ の燃焼試験をターゲットとして、真空燃焼試験設備の真空槽固定部の大規模改修を実施するものである。

本契約は、ロケット燃焼試験設備関連、射場関連(ロケット発射台など)での受

注経験がある企業であれば実施可能であり、また改修規模を大きくすることで設計や製作上での制約条件が少なくなり、参入障壁が下がると判断し入札としたが、固体ロケットの燃焼試験設備の製作、維持、運用に関する知見や経験では、真空燃焼試験設備を製作した業者の業務移管先である落札業者に一日の長があり、どうしてもコスト高になり得るので無理はしないと他の会社は考えたと推測されるとの説明が担当者よりあった。

委員からは、資料上、対応できる業者が限定的で、コストを考えると落札業者しかないというような記載になっている一方、競争環境が整ったとの記載もあり矛盾するように感じるが、随意契約の選択はなかったのか、また、競争契約への移行対応が応札可能と思われる業者に対する声掛けのみでは不十分でより具体的な対応が必要と考えるとの意見があり、競争環境が整ったとする根拠を資料に記載すべきとされた。

これに対し、資料については意見を踏まえて後日修正する旨の回答がなされた。修正された資料が後日委員に配布され、修正内容が妥当であると確認された。

#### ④ LE-9 エンジン製造用 SLM 装置の整備(その 2)

[競争性のない随意契約]

本件は、LE-9 エンジンの製品コストを大幅に低減するために、噴射器エレメント群や配管エルボ等の製造に SLM(Selective Laser Melting の略で、3D 造形の一種)装置を整備する契約で、試作結果の品質要求への適合性やサポート体制等から総合的に判断し、EOS 社の M400-4 を選定した。

本契約は、SLM 装置の整備にあたり、同装置の設置場所の液体ロケット製造ラインが要求する特殊仕様を熟知しているとともに、SLM 装置の据付調整に必要なインフラ系統(電源・ガス・空調)の整備を実施できること。提案業者は、設置工場の液体ロケット製造ラインが要求する特殊仕様を熟知する者/同工場内における SLM 装置設置に伴うインフラ系統の整備の実績がある業者の指定があり、上記の必要条件を満たす唯一の業者が提案業者であることから、「(機構の業務を実施するにあたり、第三者が保有する資産等の整備又は改修を行う必要のある契約であり、当該資産等の保有者又はその指定した者と契約を行うとき。(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(チ))」を適用)随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員からは、製造業者ではなく JAXA が調達する理由について質問があった。

これに対して、事前の協定により LE9 エンジンのようなキー技術の開発については JAXA が責任を持つこととされており、必要な設備は JAXA が調達をすることとなっているとの回答があった。

また、購入と据え付けを分ければ購入については競争性があるのではないかとの質問があった。

これに対して、据え付けは設置場所における既存設備とのインターフェース接続や改修を行ったうえで、JAXA が要求する性能を満足する製品として納入する必要があり、また、据え付け時に不具合が出た時の責任を明確にすることが困難となるリスクもあることから、購入・据付をまとめて調達する判断をしたと回答された。

⑤ 小型 X 帯 SAR 衛星用 DBF の研究(その 2)

[競争性のない随意契約]

本件は、小型 X 帯 SAR 衛星への搭載を想定した DBF(デジタルビームフォーミング)ユニットの開発を目指して試作するものである。昨年度までに実施した小型 X 帯 SAR 衛星 DBF ユニットに関する知見の蓄積が必要であり、提案業者以外に新規に技術蓄積を行うには技術的、時間的、経済的に困難である(「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき。(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(エ))」を適用)ことから随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員からは、この試作に必要な技術は提案業者に限定された技術なのかとの質問があった。

これに対して、合成開口レーダの技術を持っているのは提案業者を含めて3社であるが、提案業者以外の2社は小型衛星については関心が低い状況であると回答された。

以上

## 2023年度第2回契約監視委員会議事要旨

2. 日 時:2023年12月14日(木)10:00~12:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室  
各拠点のTV会議端末拠点及びTeams
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員  
(※大久保委員は米国からTeamsによるリモート参加)

### 4. 審議概要:

#### (1)2023年度第1回契約監視委員会議事要旨の報告

事務局より前回委員会議事要旨について報告があり、了承された。

#### (2)2023年度調達等合理化計画の実施状況について

調達部より、2023年度調達等合理化計画に基づく第2四半期までの随意契約、一者応札・応募の実績及び物品・役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があった。委員から、一者応札を回避する方法として、同一仕様の労働者派遣契約において複数名分をまとめて(スキル)競争することとしたことの効果について質問があった。これに対して、一部の要員を分割して提案が可能な仕組みであること、提案内容によっては総どり又は全部取れない可能性もあり競争の活性化が期待できるとの説明があった。

#### (3)2023年度第2四半期に新規に締結した契約の点検

2023年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

### その他

- ・次回の委員会は、4月11日(木)に開催することとした。

## 第2回 2023年12月14日

競争性のない随意契約			3件	① H3ロケット試験機2号機 超小型衛星相乗り搭載準備作業支援 ③ JAXA 発電電動機概念設計 ④ 2023年度 半永久熱源／電源に関する安全評価検討支援
競争入札	一般競争	価格評価	1件	② 「中小企業イノベーション創出推進事業(文部科学省分)」に係る運営支援法人業務支援
競争入札	一般競争	総合評価	1件	⑤ 2023年度 地球観測衛星のミッション運用業務(その2)

## ① H3ロケット試験機2号機 超小型衛星相乗り搭載準備作業支援

[競争性のない随意契約]

本件は、H-IIAロケットで進めて来た「超小型衛星相乗り」をH3ロケットにおいても継続し、大学・民間企業等への継続的な軌道上実証機会提供を確保するため、必要な技術知見を獲得することを目的として、JAXAの事業として実施するものである。ロケット相乗り超小型衛星打上げ機会の提供事業の民間移管に関する企画提案方式による公募において選定され、JAXAと「ロケット相乗り超小型衛星打上げ機会の提供事業に関する基本協定書」を理事会議承認の後に締結している。同協定において、「JAXAが自ら打ち上げる超小型衛星」に関し「JAXAが事業者に求めた場合、事業者は有償でこれを受託するものとする。」と定められており、提案業者が本件業務を実施する事業者として明確に特定されていることから、提案業者は必要条件を充足する唯一の業者であり(「法令又は契約条件等により相手方が限定される契約。(契約事務実施要領第69条第1項(ク))」を適用)随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、随契理由「ク」は「契約の相手方が法令または当該契約の前提となる他の契約条件等により明確に特定されるとき」とあり、「ク」適用の前提となる契約

条件等に該当するとしている基本協定では、JAXA 衛星についても「JAXA が事業者に求めた場合に事業者は有償で受託する」となっているだけであり、契約相手方を明確に特定していると判断することが難しいのではとの質問があった。

これに対し、基本協定の締結を理事会議に諮り承認された際、ロケット相乗り小型衛星打ち上げ機会の提供事業者である提案業者と基本協定を締結し、ノウハウや人材交流を含めた技術移転を進め、さらなる超小型衛星打ち上げの利用需要を拡大し、宇宙利活用の推進と提案業者の自立を目指すということが目的とされており、その趣旨に従い、H3ロケット試験機2号機への小型衛星相乗りを審議する理事会議において提案業者に支援作業をお願いすることを決定したという理解に立ち、随契理由は他の契約条件等により定められているということで「ク」を選択しているとの回答があった。

この回答に対して委員から、理事会議でそのような前提で合意した契約であれば、(条項に明確になくとも)契約相手方および JAXA 双方で了解し契約したということ資料に記載すべきとの指摘があった。

この指摘に対し、資料について指摘を踏まえて後日修正する旨の回答がなされた。修正された資料が後日委員に配布され、修正内容が妥当であると確認された。

## ②「中小企業イノベーション創出推進事業(文部科学省分)」に係る運営支援法人業務支援

[一般競争・価格評価方式]

本件は、SBIR 制度において、革新的な研究開発を行うスタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証事業を実施する場合に、基金設置法人が、補助金の交付を受けて造成した中小企業イノベーション創出推進基金を活用して、その経費の全部又は一部を補助することで、我が国におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図ることを目指すもので、運営支援法人である JAXA の事務的作業の支援をするものである。

本契約は、国の施策による補助金事業における事務局など事務手続き支援を行うものであり、補助金の額の確定作業をはじめ、補助金制度を十分に把握し厳格な作業が求められることから、事前審査項目に受注実績として「本業務と類似の国の施策による補助金事業における事務局など事務手続き支援を社として実施した経験が過去5年以内にあるか。」を確認していた。JAXA としても初めての運営支援法人業務であり、本業務の全内容の経験を想定しており、特に「補助金の額の確定作業」について、それを満たす業者が他にいなかったことから一者応札となったとの説明があった。

委員から、より多くの業者が競争に参加できるように必要最低限の要件(本件で要件とした国の補助金の額の確定作業経験の有無等)となっているのかを検討す

べきとの意見があった。

これに対し、本件で経験を積んだことから、今後は状況を踏まえて事前審査にかかる要件緩和について検討することとし、この旨を資料に追記するとの回答があった。修正された資料が後日委員に配布され、修正内容が妥当であると確認された。

### ③ JAXA 発電電動機 の概念設計①

[競争性のない随意契約]

本件は、電動ハイブリッド航空機技術の有効性と実現性を、技術成熟度の高い大電力統合システムとして早期に実証することにより、世界の航空産業の持続的発展を可能とする新事業領域として、国内企業群が個社の強みを活かした電動化製品事業を世界に先駆けて開拓するものである。

本契約は、当該多重化方式/小型高出力の JAXA 発電電動機の開発進行に必要な、前フェーズの概念検討と試作において蓄積された、詳細設計資料、製造図、予備試験データ等の技術情報や設計、製造、運用等の技術を有している必要がある。また、本件開発により設計製作された発電電動機は、MEGAWATT プロジェクトでサクセスクライテリアを設定する実証試験の一つである「MW 級発電電動機試験」において FY2025 に供試体とする計画であり、契約の主要構成内容の概念設計をプロジェクト準備段階の FY2023 中に実施し、製作および性能試験、実証試験における据え付け調整作業を FY2024 中に開始する必要がある。提案業者は、FY2022 に実施した「電動ハイブリッド推進系地上試験用電動モータ設計製作」の受注業者であり、当該業務で実施した多重化方式/小型高出力の JAXA 発電電動機 の概念検討および試作において作成・取得した、当該発電電動機に係る詳細設計資料、製造図、予備試験データ等の技術情報や設計、製造、運用等の技術を蓄積している。これらの技術の蓄積が無ければ、再度地上試験用電動モータの概念検討・試作から実施する必要があり、技術的、時間的、経済的に著しく非効率であるためこれらを実施することは困難であることから、提案業者は本業務を実施できる業者であり(「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき。(契約事務実施要領第 69 条第1項(エ))」を適用)随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、継続的な研究開発ということではある程度随契が続いていくことは理解できるが、ある段階で開発結果の知財が JAXA に蓄積されれば、それを提供することにより競争的手段を選択することもあり得るのかとの質問があった。

これに対し、本件プロジェクト終了後については具体的なことは何も決まってい

ないが、JAXA の知財、技術になっているものに関しては開示して、参入を呼びかけることも想定できるところ、一方で、本件の提案業者側の技術、ノウハウについて JAXA がすべてを自由にできない状況も想定されるため、プロジェクトの成果等に基づき判断する形になると考えているとの回答があった。

#### ④ 2023 年度 半永久熱源／電源に関する安全評価検討支援

[競争性のない随意契約]

本件は、半永久電源における安全性担保のための安全評価方針の検討を支援するもので、2021 年度に実施した「2021 年度半永久電源に関する安全評価検討支援」および 2022 年度に実施した「2022 年度半永久電源に関する安全評価検討支援」の成果である「打ち上げに伴うリスクの識別から安全性要求設定に関する検討結果」に対して、技術フロントローディング評価において安全審査0／安全審査1相当の実施を求められたことを受け、安全解析およびリスク評価を進めつつ安全審査会相当を開催するにあたり技術支援を行うものである。

本契約は、安全審査相当の実施にむけた補強の検討を実施するもので、打ち上げ時のリスク識別およびラジオアイソトープの宇宙利用における安全管理方法に係る技術情報を蓄積している必要がある。当該蓄積された技術情報を有していなければ、新規に技術を蓄積することとなり、実施期間及び資金の制約内に実施することは困難である。提案業者は、2021 年度、2022 年度に検討支援を実施した業者であり、当該業務の実施に必要な打ち上げ時のリスク識別およびラジオアイソトープの宇宙利用における安全管理方法に係る技術情報を有している。当該技術情報を有していなければ、新規に技術を蓄積する必要があるため、提案業者以外に本業務を実施させることは、実施期間及び資金の制約により困難であり、条件を満たす唯一の業者であることから（「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき。（契約事務実施要領第 69 条第 1 項（エ））」を適用）随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、これまでの実績に基づき、提案業者に安全審査等を随契しているが、研究開発的な要素がこの契約の中でどれだけあるのか、研究開発という観点で提案業者にどのようなことを期待しているのかについて質問があった。

これに対して、一般的なロケットで探査機を打ち上げるときの安全基準は安全・信頼性推進部が取りまとめているが、実際にはラジオアイソトープをまとまった量で打上げるとを想定していないため、今までの安全基準は参考にするものの、どのような条件が揃ったら打ち上げ可能か、どのような危険が潜在するか、それに対してどのような安全要求が必要かなどを決定する必要があり、さらに、どう制御で

きるかを判断しなければならないなど、研究開発的要素があるとの回答があった。

⑤ 2023 年度 地球観測衛星のミッション運用業務(その 2)

[一般競争・総合評価方式]

本件は、地球全球を観測対象とした JAXA 地球観測衛星・センサのミッション系運用システムおよびデータの送受信／提供を担う共通系運用システムを使用したミッション運用業務で、共通的な作業の省力化や契約規模の確保(スケールメリット)によるコストダウン、作業手順の標準化によるサービス品質の維持・向上を目指し、全球系ミッション運用を一つの契約で実施するものである。JAXA 外を含めても地球観測衛星・センサのミッション運用業務を経験できる機会はそれほど多くなく、本業務を実施できるだけの技能や経験を有する要員をそろえることが、新規参入の障壁となっている可能性があると考えられるため、前回の調達時には、入札手続き開始を前倒し(業者側の準備期間の確保)、調達対象期間を従来の3年間から5年間に変更(業者側の要員確保に配慮)するなどの対策をとったが、結果は一者応札となった。さらに、今回の調達時では、より新規参入しやすい環境の形成を狙って、事前に情報提供要請を実施したが、情報提供に応じたのは現行業者のみであり、他業者の意見を聞くことはできず、入札の結果は一者応札となったとの説明が担当者よりあった。

委員から、基本的に入札手続きでは相手方としっかり対話をして疑問点を解消し、十分理解を得た上で、提案をしていただくことが大事で、単に提案しなかったことのヒアリングだけではなく、加点項目の内容がより具体的に相手に伝わるように対応することが重要であるとの意見があった。

また、リモート・センシングデータの利活用は、これから増えていく分野という理解でいるが、民間でできる業者、あるいはやろうとしている業者は存在しているのかとの質問があった。

これに対して、民間にもリモート・センシングの利活用が拡がりつつあるので、裾野は広がってきていて、基礎知識を持った業者も増えてきているところであるが、日本の中で更に事業化できる業者が増えていくのはもう少し時間がかかるとの回答があった。

以 上

## 2023年度第3回契約監視委員会議事要旨

3. 日 時:2024年4月11日(木)13:25~15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室  
各拠点のTV会議端末拠点及びTeams
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員  
(※大久保委員は米国からTeamsによるリモート参加)

### 4. 審議概要:

#### (1)2023年度第2回契約監視委員会議事要旨の報告

事務局より前回委員会議事要旨について報告があり、了承された。

#### (2)2023年度調達等合理化計画のフォローアップについて

調達部より、2023年度調達等合理化計画自己評価等について、一者応札・応募に関する取組及び物品・役務の合理的調達に関する取組等について説明があった。委員から、一者応札が続いている案件について、随意契約にできる基準等を設定し業務の効率化やコストダウンを図る検討を行うべきであるとの意見があった。

これに対し、次回、2024年度の調達等合理化計画を提案する際に検討するとの回答があった。

#### (3)2023年度第3四半期に新規に締結した契約の点検

2023年度第3四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、高落札率であったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

### その他

・次回の委員会は、6月17日(月)に開催することとした。

## 第3回 2024年4月11日

競争性のない随意契約			3件	① 再使用ロケット設計用モデル開発環境整備_MATLAB_Simulink 永久ライセンス及び保守(2024年1月から1年間)の調達 ② 次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた要素技術検討(その1) ⑤ 月周回有人拠点(ゲートウェイ)搭載装置の構造設計に係る技術調整支援
競争入札	一般競争	価格評価	2件	③ 2023年度 種子島宇宙センター貯蔵所系設備老朽化更新 ④ 2023年度～2024年度 標準スマートフォン試行に伴うサービスの提供

- ① 再使用ロケット設計用モデル開発環境整備\_MATLAB\_Simulink 永久ライセンス及び保守(2024年1月から1年間)の調達 [競争性の]ない随意契約]

本件は、革新的将来宇宙輸送システム研究開発プログラムで進める推進系のモデルベース設計として、自動車業界との今後の連携を見据え、自動車業界で利用の多い MathWorks Inc 社製 MATLAB/Simulink を設計ツールの基本として調達を行うものである。契約者は、MathWorks Inc 社製品を同社が定める日本国内向けの直接販売価格(定価価格)にて販売することが可能であり、JAXA にとって有利な価格で販売できることから、契約事務実施要領 第 69 条 第 1 項(タ)(随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき)を適用し随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、「カ」(特定の販売業者以外では提供することができない物件の買入れ、借り入れ又は保守を行うとき)や「ク」(契約の相手方が法令又は当該契約の前提となる他の契約条件等により明確に特定されるとき)ではなく、「タ」を選択した理由は、卸売業者からの購入も可能であるためかとの質問があった。また、直接販売価格が間接(代理店)販売価格よりも著しく有利な価格といえるとは限ら

ないので、その都度の確認が必要との指摘があった。

これに対し、他の業者からも購入する選択肢がある以上は、「カ」「ク」ではなく「タ」を選択しているとの回答があった。また、何をもって「著しく有利な価格」と判断できるのかについては、(2)項の随意契約の基準を設ける指摘と合わせて検討していく旨の回答があった。

## ②次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた要素技術検討(その1)

[競争性の]ない随意契約]

本件は、宇宙開発利用加速化戦略プログラム(スターダストプログラム)「次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた検討」(令和5年度～6年度)の受託に基づき、我が国の衛星の低コスト化、電力高効率化、小型軽量化(高収納化)、高信頼化を実現するために必要な基盤技術として、①デジタル電源、②高性能バッテリー、③フラットパック太陽電池パドルについて、目標仕様の策定、技術課題と対策案の抽出及び要素技術開発を行い、得られた成果・課題等を整理した上で、その後の実用化開発の実現案を提示することを目的として、文部科学省からの受託事業として実施するものである。本業務の実施にあたっては、委託元の要求仕様として設定された目標を達成するためには特許の技術が不可欠であり、各コンポーネントは指定された特許の技術を使用することを前提に構成されているため、該当する特許を有し、または特許出願済みで、当該特許を使用して次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた要素技術検討を実施できることが必要である。提案業者は、当該特許を保有し、または特許出願済みであり、当該特許を使用して次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた要素技術検討を実施可能である。また、提案業者は当該特許を独占的に保有し他人にその利用を許諾していないことから、本業務を実施できる唯一の事業者であり、「産業財産権及びプログラム著作権等の保有者が他人にその利用を許諾していない場合又はその利用権者が単独である場合であつてその者と産業財産権及びプログラム著作権等の利用を伴う物件の製作、役務の請負、物件の買入れ又は借入れをするとき」(契約事務実施要領第69条第1項(イ)を適用))随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、固体電池の研究開発を行う企業と、組立を行う企業の切り分けがどうなっているかと、該当する特許の範囲についての質問があった。

これに対して、固体電池の研究開発は別企業が担当しているが、固体電池も含めた組立は、その特許を持つ本契約先が担当していること、また特許の範囲については組立に関するものである、との回答があった。

### ③ 2023 年度 種子島宇宙センター貯蔵所系設備老朽化更新

[一般競争・価格評価方式]

本件は、種子島宇宙センターの今後も安定した打ち上げ、燃焼試験を継続するため、安全上・性能上の観点から、老朽化による必要設備の更新を実施するものである。

本契約は、複数企業への公告開始や作業内容の概要説明、応札の検討を促し、可能な限りの公告期間を確保し実施したものの、応札者は結果として一者応札となったものであるが、引き続き、可能な限りの公告期間の確保や複数企業への声掛けの実施などの対応を実施していくこと、また、高落札率になった理由については、労務費が中心で市場価格等が存在しないものと考えことから、応札者からの参考見積書をもとに作成したため、参考見積額に近い金額が予定価格になったため高い落札率になったものと推察するが、今後も参考見積書の内容を適切に評価・査定し、社会・経済情勢も考慮しながら適切に対応すること、との説明が担当者よりあった。

委員から、実施可能な業者が他にないのであれば、初めから随意契約にするという選択はなかったのか、また、当該設備の製造企業が参入しやすい実施時期の調整や分割して発注する等の工夫は可能だったのか、との質問があった。

これに対し、製造を担当した企業等、実施可能な業者が他にもあるため、随意契約に移行するのは規程上できないものと考えていること、実施時期の調整や分割して発注については、参入のしやすさよりも老朽化対策を急ぐ必要のある設備に優先度をつけて発注しているところであること、が回答された。今回は、当該設備の製造企業が落札困難とみたため一者応札となった経緯もあることから、事前にコスト比較を行う等、随意契約のあり方を含め、改善検討していくよう、委員よりコメントされ、対応する旨の回答があった。

### ④ 2023 年度～2024 年度 標準スマートフォン試行に伴うサービスの提供

[一般競争・価格評価方式]

本件は、全役職員に配布している標準携帯電話のうちの一部(470 台)をスマートフォンに機種変更して利用するものである。

本契約は、標準携帯電話の運用において継続的に電波改善を行ってきたため、JAXA 事業所・社屋内において標準携帯電話の当該キャリアの電波は入るが、それ以外のキャリアの電波状況が悪い箇所が多数あり、業務に支障が出るため標準携帯電話のキャリアの回線を使ったサービスであることが必須である。入札前に MVNO サービス業者(※)に問い合わせたところ、標準携帯電話のキャリアの回線を使うサービスの提供は可能とのこと。標準携帯電話と同様のサービス(国内通話・Eメール・海外でも国内と同じ電話番号で通話が可能なこと)が必須のため、

MVNO サービス業者の場合は標準サービスとは別に何らかの方法を検討する必要があるが不可能ではないとのことで競争入札としたが、結果としては一者応札となったとの説明が担当者からあった。

委員から、別のキャリアの電波状況の改善について状況確認があり、次の調達に向けて調整していくとの回答があった。

⑤ 月周回有人拠点(ゲートウェイ) 搭載装置の構造設計に係る技術調整支援  
[競争性のない随意契約]

本件は、月周回有人拠点(ゲートウェイ)搭載装置の構造設計に係る技術調整支援として、装置の開発完了および安全審査(フェーズ 3)までの期間、JAXA が行っている I-HAB(ゲートウェイ居住棟)搭載装置の設計・開発における構造設計(フラクチャコントロールを含む)に関する以下の作業を実施するものである。

- ① JAXA が作成する構造・フラクチャコントロール関連計画書の作成、調整支援
- ② I-HAB 搭載装置の構造・破壊管理要求適合性審査(SFCB)活動支援
- ③ I-HAB 搭載装置の構造・破壊管理要求適合性審査事務局支援
- ④ I-HAB 搭載装置の構造設計/解析評価(フラクチャコントロールを含む)改善

本契約は、8回入開札を行ったが、予定価格を下回らず、応札者と随意契約のための商議を行い、予定価格の制限内に達したため契約締結(不落随意契約)した。不落随意契約へ至った考察としては、ゲートウェイ居住棟プロジェクトの構造・破壊管理要求適合性審査(SFCB)の活動支援に係る契約は今回が初回であり、作業規模の推定が難しく、応札企業とプロジェクト側の想定工数に差異が発生したことにより、応札額が予定価格内に収まらず、8回の入札で落札しなかったものと考えたとの説明が担当者よりあった。

委員から、他に考えられる企業はどのくらいあるのか、最初から随意契約にする検討はされていたのかとの質問があった。

これに対して、調達仕様書の中で作業要求を定め、一定の技術力があれば、実施可能であろうということから、入札を判断したが、随意契約の可能性については、今後、類似の契約を締結する際には検討するとの回答があった。

以上

## 2023年度第4回契約監視委員会議事要旨

4. 日 時:2024年6月17日(月)13:20~15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室  
各拠点のTV会議端末拠点及びTeams
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員  
(※大久保委員は米国からTeamsによるリモート参加)
4. 審議概要:
- (1)2023年度第3回契約監視委員会議事要旨の報告  
事務局より前回委員会議事要旨について報告があり、了承された。
- (2)2023年度調達等合理化計画の自己評価等について  
調達部より、調達等合理化計画に基づく2023年度の一者応札・応募に関する取組、物品、役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があり、原案どおり了承された。
- (3)2024年度調達等合理化計画の点検について  
調達部より2023年度調達等合理化計画について前年度計画との比較による変更点を中心に説明があった。委員からは、随意契約理由の見直し検討のスケジュールについて質問があった。  
これに対し、約1ヵ月の検討後、契約審査委員会及び契約監視委員会で報告していくという回答があった。
- (3)2023年度第4四半期に新規に締結した契約の点検  
2023年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、高落札率であったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

### その他

- ・次回の委員会は、10月10日(木)に開催することとした。

## 第4回 2024年6月17日

競争性のない随意契約			3件	① 2024年度 射場系設備保全作業 ④ 宇宙用GNSSアンテナの購入 ⑤ 周回有人拠点居住棟 温湿度制御装置及びモジュール間換気装置の製作
競争入札	一般競争	価格評価	1件	② 2024年3月～2028年度筑波宇宙センター及び東京事務所等事務支援請負
企画競争			1件	③ 日本人宇宙飛行士候補者の基礎訓練(2023年度クラス)一般サイババル技術訓練の実施

## ① 2024年度 射場系設備保全作業 [競争性のない随意契約]

本件は、2024年度の種子島、小笠原、内之浦および海外ダウンレンジの射場系設備にかかわる保全作業として定期保守作業、保守作業中に発生した不具合の原因調査、予備品との交換作業等の不定期保守作業および、これらの作業にあたっての付帯作業(工程管理、保全作業手順書維持改定、無線局管理、予備品管理、保全作業の技術・品質管理、開発環境の維持)を行うものである。2017年度～2019年度まで3年間入札を行ったが、いずれも一者応札であった。これを受け、2020年度には参加者確認公募を行ったが、他に実施可能な業者がなく、提案業者との随意契約(随契根拠:ウ)へ移行した。結果として入札および参加者確認公募にて3回以上連続で、提案業者による一者応札が続いていることから、契約事務実施要領 第69条 第1項(テ)(機構が過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているとき)を適用し随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、現状では、「テ」項以外の理由はないが、随意契約理由の見直しで「ウ」項が拡大されればそちらを取れるのか、複数年契約への移行ができないのか、契約形態を模索することはできないのかとの質問があった。

これに対し、随意契約の見直しについては、事例を集めていけば、「ウ」項が適用できるようになるのではと思うが、検討していく旨の回答があった。

また、複数年契約及び契約形態については、今後検討していく旨の回答があった。

② 2024年3月～2028年度筑波宇宙センター及び東京事務所等事務支援請負  
[競争入札(総合評価方式)]

本件は、筑波宇宙センターと東京事務所の主要な部署を対象として、一般的な庶務業務や全社共通／各部署固有の定型業務(例:財務会計・旅費・文書管理システム等の代理入力、異動事務(名刺、PC・電話手配等)、会議支援、庶務(消耗品・社内便・用紙手配等)、固有業務(筑管:構内放送等)など)を行うものである。入札説明会に参加したが入札に参加しなかった者に入札辞退理由を確認したところ、類似案件の受託実績が少ないため、新規参入の敷居が高かったとの回答があったが、当該契約は、汎用的な庶務・定型業務であるため、多くの企業が参入しやすい業務であるが、実態として筑波と東京の JAXA における主要部門の提携業務を請け負うため、非常に業務量も多く、また請け負う業者の品質によっては職員の本来業務である研究開発業務に影響する可能性があるなど、受注者の品質による影響が大きいものと認識している、今後、丁寧なヒアリングを行い対応していきたい旨の説明があった。

委員から、類似案件の受託実績を加点項目から外すことや、品質の確保のために新規参入者への引継期間や習熟期間を設ける等、新規参入者が手をあげやすくする配慮も必要なのではとの意見があった。

これに対して、多くの企業が参入しやすい事務支援業務であるが、複数の主要部門を担当し、業務量も多いので、受注者の品質確保は重要であることは同じ考えであり、加点については、半分以上が品質の項目となっていること、その中で業務に関する現実的提案等の配点比率が最も高く、過去の類似案件の受注実績は品質項目の一部で配点比率は高くないところであり、引継ぎ期間については仕様書にも明記していること等の説明があり、引き続き、次回の調達に向けて、参入しやすくなる工夫はしていきたいとの回答があった。

③ 日本人宇宙飛行士候補者の基礎訓練(2023年度クラス) 一般サバイバル技術訓練の実施

[企画競争]

本件は、日本人宇宙飛行士候補者に対して、宇宙飛行士認定に必要な基本的な運用技量、科学的な知識及び心構えを習得させる基礎訓練を提供するものである。

競争参加資格の等級拡大や説明会の開催などの対策を行ったものの、結果として一者応札になったものである。応札しなかった者へのヒアリングをしたところ、訓練施設がなく、訓練施設を保有する他社との業務提携がない等の回答があったため、十分な公告期間・準備期間の確保する他、「施設を保有しない場合でも、今回と同じように他社と連携する体制であれば応札は可能である。」旨を、提案要請書や説明会にて周知し理解してもらい、参加者を広く募集していくとの説明が担当者よりあった。

委員から、訓練施設を保有していないと応札できないと誤解されている可能性はなかったのか、サバイバル訓練について詳しく説明できなかったのか、入札公告の周知に関する質問があった。

これに対し、どのような業者が受注できるのかわからない部分があったので、企画競争として、最低限の要求を行い多くの業者が手を挙げられるように検討した結果である旨の回答があった。

#### ④ 宇宙用 GNSS アンテナの購入

[競争性のない随意契約]

本件は、衛星オンボード上で高精度単独測位(MADCOA-PPP)の軌道上実証機で使用する宇宙用の GNSS アンテナのフライトモデル(FM)を購入するものである。

本契約は、衛星オンボードで高精度単独測位(MADCOA-PPP)を検証することを目的とし、GNSS アンテナの地上検証および宇宙機搭載のために使用するものであり、QZSS を含む複数 GNSS を受信できることが必要である。また、MADCOA を配信する L6 信号を受信するために、L6 対応であることが求められ、さらに、宇宙機に搭載して実証するため、宇宙環境への耐性が保証された製品であることが必要であることから、条件を満たす機器を選定したものである。日本においては、取扱店は一つのみであり、契約事務実施要領第 69 条 1 項(1)(カ)特定の販売業者以外ではできないに該当し、カ条項を適用し、随意契約としたとの説明があった。

委員から、代理店を通さずに購入する方法の有無、機種選定に先立って勘案された要求性能と事前検証試験について質問があった。

これに対して、製造国からの輸出手続きを問題なく行うためには、日本国内において、唯一の代理店である者との契約が妥当であること、要求性能と事前検証試験については、今回の調達の実機に組み込まれるフライト品であることから、必須となる性能と試験を充足した製品に絞った旨の回答があった。

⑤ 月周回有人拠点居住棟 温湿度制御装置及びモジュール間換気装置の製作  
[競争性のない随意契約]

本件は、2020年12月から履行していた「月周回有人拠点居住棟温湿度制御装置の製作」に「モジュール間換気装置の製作」を仕様追加した契約である。

2023年6月にESA/NASA-JAXA間にて行ったI-Hab ELCSS PDRクローズアウトの結果、I-Hab 右舷・左舷の隣接モジュールとの換気は、温湿度制御装置のファンを活用する機能要求となったため、モジュール間換気装置(IMV)の製作業務を実施するには、温湿度制御装置とIMVを組合せた性能評価を繰返し行い、IMV設計・製造に反映する必要が生じた。そのため、温湿度制御装置の設計・製造に関する技術情報(製造図面や材料情報、設計／試験／解析データを含む)を有していることが不可欠となったことから、「月周回有人拠点居住棟温湿度制御装置の製作」を請け負っており、IMVとの組合せ性能評価に必要な技術情報(業者保有の非開示情報)を唯一有しているため、契約事務実施要領第69条第1項(1)ウ(人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき。ただし、当該設備又は技術を有する者が特定可能であり、その全ての者と契約するときは、当該設備又は技術を有する者が一に限定されることを要しない。)を適用し随意契約をしたとの説明が担当者よりあった。

委員から、資料からは、本件が新規の契約なのか既存の契約を追加変更をしたがわかりにくいとの質問や、契約管理上、同一契約とすることが合理的といった唯一性とは違う説明があるとの指摘があり、当該部分を削除修正することとなった。

以上